厚生労働大臣が定める掲示事項

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料について

当院では、一般病棟入院基本料(急性期一般入院料5)の届出を行っております。なお、各病棟の時間帯ごとの配置は別記【看護要員に関する配置】のとおりです。

3. <u>入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、</u> <u>栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について</u>

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束の最小化についての基準を満たしております。